

ケアマネジメントの基本方針について

長岡京市のケアマネジメント基本方針は以下のものとする。

- ① 指定介護予防支援の事業は、その利用者が**可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営む**ことのできるように配慮して行われるものでなければならない。
- ② 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、**利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう**配慮して行われるものでなければならない。
- ③ 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、**利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、**利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に**不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。**
- ④ 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する**指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。**
- ⑤ 指定介護予防支援事業者は、**利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置すること等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施すること実施する等の措置を講じるよう努めなければ講じなければならない。**
- ⑥ 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法に規定する**介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。**

大きなテーマ

自立支援・地域資源活用

